

第1章 第2次三重県男女共同参画基本計画 第二期実施計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成23（2011）年に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画」（以下「第2次基本計画」という。）を着実に推進するため、「第2次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画」（以下「第一期実施計画」という。）に引き続き、「第2次三重県男女共同参画基本計画 第二期実施計画」（以下「第二期実施計画」という。）を策定しました。

第二期実施計画では、今後の取組を推進するにあたって、これまでの取組の総括と課題を抽出するとともに、おおむね10年先を見据えた県の長期的な戦略計画「みえ県民力ビジョン」における4年間の中期戦略である「第二次行動計画」（以下「第二次行動計画」という。）との整合を図りながら、指標や目標、事業を具体的に示しています。

2 計画の概要

（1）計画策定の考え方

三重県では、平成14（2002）年に策定した「三重県男女共同参画基本計画」を推進するため、第一次から第三次にわたる実施計画に基づき、また、平成23（2011）年に策定した第2次基本計画を推進するため、第一期実施計画に基づき、男女共同参画意識の普及・啓発や女性の社会参画支援などに取り組んできました。

平成27年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」（以下「県民意識と生活基礎調査」という。）やe-モニター（電子アンケート）の結果からは、意識の面で男女共同参画が徐々に進んでいることがわかります。

今後は、意識の変化を社会的機運の醸成や社会制度・慣行の見直し、行動変容につなげることで、家庭や地域、職場をはじめ、あらゆる分野において男女共同参画社会を実現していく必要があります。

社会経済情勢の変化や新たに発生している課題、「県民意識と生活基礎調査」の結果、国の第4次男女共同参画基本計画等をふまえたうえで、男女共同参画意識の普及・啓発をさらに進め、男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展するよう、取組を一層推進していきます。

なお、「第二次行動計画」では、政策「人権の尊重と多様性を認め合う社会」において、施策「あらゆる分野における女性活躍の推進」として位置付けています。

（2）計画の期間

平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間を計画の期間とします。

(3) 目標の設定

第二期実施計画では、できるだけわかりやすく、具体的な目標を設定するとともに、「第二次行動計画」との整合を図っています。

※ 第2章の「基本施策の指標」および「施策の方向」の「目標」において、「第二次行動計画」にも掲載のあるものに「◎」を付しています。

(4) 計画の構成

第2章では、図1（P4）の第2次基本計画（改定版）の体系に基づく8つの「基本施策」を、第3章では、基本施策を総合的に推進する方策を明記した「計画の推進」について、それぞれ記述しています。

また、各基本施策を推進するために、＜基本施策＞－＜施策の方向＞－＜具体的施策＞－＜具体的事業＞の階層で、男女共同参画に関する取組等を網羅し、体系的に整理しています。

第2章の構成の詳細は、まず基本施策ごとに第2次基本計画（改定版）で定められた「めざす姿」を改めて示した上で、「第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針」を明らかにするとともに、成果をあらわす指標と目標値を明示しています。さらに、各基本施策を推進するために設けられた「施策の方向」についても目標項目と目標値等を明らかにするとともに、具体的な事業を掲げています。

第3章においても、「第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針」を明示した上で、推進するための具体的な事業を掲げています。

また、参考資料として、男女共同参画の現状をあらわすデータを示しています。

(5) 進行管理

① 数値目標の管理

「基本施策」および「施策の方向」の進捗状況について、毎年度、「県男女共同参画審議会」において各部局から聴き取りを行います。

② 年次報告書の作成、公表

「三重県男女共同参画推進条例」に基づき、毎年度、施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表します。

③ 「県男女共同参画審議会」による評価、知事への提言

「県男女共同参画審議会」が施策の実施状況に係る報告書等に基づき、評価を行うとともに、知事に対し提言を行います。

(6) 第2次基本計画（改定版）の重点事項の推進

第2次基本計画（改定版）では、本県の現状および国の施策の方向等をふまえ、次の事項を重点事項として取組を進めることにしており、図2（P5～6）のとおり、その推進を図ります。

① あらゆる分野における女性活躍の推進

雇用等の分野に加え、家庭・地域や農林水産業等に係る自営業の分野において、女性が自立した個人としてその個性と能力を発揮し、自分らしく生きることのでき

る環境の実現に向け、施策を展開します。

②男性中心型労働慣行の見直しと働き方改革の促進

企業等において、長時間労働等を前提とした男性中心のこれまでの働き方が見直され、男性の家事、育児、介護等への参画が促進されるよう、働き方改革や男性の意識改革につながる取組を推進します。

③政策・方針決定過程への女性の参画拡大

国の「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標をふまえ、県においても効果的な取組を進めます。特に、働く場（企業等）や防災、行政の各分野について積極的に推進します。

④男女共同参画に関する理解の促進

男女共同参画に関する認識やその意義について理解を深めるため、広報・啓発等の活動を推進します。特に固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男性への啓発や、児童生徒に対する男女共同参画教育の推進を図ります。

⑤男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

防災の現場における女性の参画拡大を図るとともに、避難所運営等の地域防災活動において女性の視点が反映されるよう取り組みます。

⑥男女共同参画を阻害する暴力への取組

性別に基づく暴力等を許さないという意識の浸透を図るとともに、性犯罪や性暴力等に係る相談支援体制の充実を図ります。

3 計画の改訂

第2次基本計画を策定してから5年が経過し、人口減少・少子高齢化の進展や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の制定、国の第4次男女共同参画基本計画の策定等の男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化をふまえるとともに、女性活躍推進法に基づく推進計画としても位置づけるため、平成28年度に第2次基本計画を改定しました。

このことから、第2次基本計画の改定に伴い、第二期実施計画の改訂を行います。

第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）の体系



(図2)

第二期実施計画(改訂版)における第2次基本計画(改定版)の重点事項の推進について

第2次基本計画(改定版)の重点事項	目標項目の現状値	第二期実施計画(改訂版)における主な取組	目標項目の目標値
① あらゆる分野における女性活躍の推進	あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合 (平成27年度) 39.4%	○女性活躍の機運醸成と環境整備に向けた啓発の推進 ○家庭や地域、職場等において女性が活躍し、働きやすい環境の改善に向けた啓発と取組促進	あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合 (平成32年度) 49.4%
② 男性中心型労働慣行の見直しと働き方改革の促進	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる県内事業所の割合 (平成26年度) 36.8%	○「イクボスの推進」など男性の育児参画、仕事と家庭の両立に向けた企業等への啓発等 ○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進等働きやすい職場環境づくり	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる県内事業所の割合 (平成32年度) 65.0%
③ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	県・市町の審議会等における女性委員の割合 (平成27年度) 26.5%	○県の審議会等における女性の参画の推進 ○市町の審議会等において女性委員の割合を高める情報提供や働きかけ	県・市町の審議会等における女性委員の割合 (平成32年度) 30.0%

第二期実施計画(改訂版)における第2次基本計画(改訂版)の重点事項の推進について

第2次基本計画 (改訂版)の重点事項	目標項目の 現状値	第二期実施計画(改訂版)における 主な取組	目標項目の 目標値
④ 男女共同参画に 関する理解の促進	男女共同参画 センター開催 事業の新規参 加者の数・満 足度 (平成26年度) 292人 94.0%	○男性参加者の増加に向けた 取組、講座の開催等による広報・ 啓発の推進 ○性的マイノリティのくびとが安 心して暮らすことができるための 啓発、相談等の実施	男女共同参画 センター開催 事業の新規参 加者の数・満 足度 (平成32年度) 386人 100%
⑤ 男女共同参画の 視点に立った 防災活動の推進	女性消防団員数 (平成27年度) 479人	○女性等への配慮をふまえた改 訂避難所運営マニュアル策定指 針の地域への水平展開 ○地域で活躍できる女性防災 人材の育成	女性消防団員数 (平成32年度) 500人
⑥ 男女共同参画を 阻害する暴力への 取組	性犯罪・性暴力 被害者支援制度 の周知のため の協力団体数 (累計) (平成26年度) —	○性犯罪・性暴力の被害者が 相談しやすい総合的な支援体制 の構築による相談・支援の実施 ○相談窓口の紹介と利用促進、 支援に関する情報提供、啓発等 の実施	性犯罪・性暴力 被害者支援制度 の周知のため の協力団体数 (累計) (平成32年度) 61団体

○ 第2章の各ページの見方

第2章および第3章において、第2次基本計画（改定版）で定めた部分は明朝体、第二期実施計画（改訂版）において記述した部分はゴシック体としています。

- ○○○○○○○○○○ ← 基本方向の番号と基本方向名を記載しています。
- ○○○○○○○○○○ ← 基本施策の番号と基本施策名を記載しています。

基本計画におけるめざす姿

【地域・社会・家庭】

【働く場】

← 第2次基本計画（改定版）で定めためざす姿を記載しています。

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

← この基本施策に取り組むにあたって、これまでの取組をふまえ、総括を行うとともに、現在の状況や課題を記載しています。

基本施策の指標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
← 基本施策の成果をあらわす指標を示しています。	← 現在（最新の実績）の数値を示しています。	← 平成32年度における目標値を示しています。

施策の方向

□ □□□□□□□□□□ ← 基本施策を推進するための施策の方向の番号と施策の方向名を記載しています。

← 第2次基本計画（改定版）で定めた施策の方向の取組方針を記載しています。

目標

目標項目	現状値	目標値（平成32年度）
← 施策の方向の成果をあらわす目標項目を示しています。	← 現在（最新の実績）の数値を示しています。	← 平成32年度における目標値を示しています。

施策

← 第2次基本計画（改定版）で定めた施策の方向の具体的施策を記載しています。

事業内容等

事業内容	担当部局
() ← 施策の番号を記載しています。 ← 施策の方向の施策を推進するための具体的事業を記載しています。	左記事業を所管する部局名を記載しています。